

伊奈町上下水道課 **必ずご一読ください**

水道料金改定のお知らせ

令和8年10月1日から平均15%引き上げます

現行の水道料金は、平成13年から25年間（消費税率の改定分は除く）据え置いてきましたが、水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、水道料金を改定します。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



1 か月の料金表（税込）

●基本料金

単位:円

口径	旧料金	新料金	差額
13-20mm ※	1,320	1,969	649
25mm	2,200	4,400	2,200
30mm	3,630	8,470	4,840
40mm	6,600	15,400	8,800
50mm	9,900	66,000	56,100
75mm	23,100	108,900	85,800
100mm	40,700	190,300	149,600
150mm	92,400	418,000	325,600
200mm	165,000	834,900	669,900

【「水道使用量のお知らせ」の見方】

口径と使用水量は、2か月に一度配布する「水道使用量のお知らせ」（検針票）で確認できます。右記をご参照ください。▶

【水道料金の計算方法】

水道料金は、メーター口径による**基本料金**と使用水量に応じた**従量料金**の合計額です。

$$(\text{基本料金} + \text{従量料金}) = \text{ご請求予定額 (2か月ごと)}$$

水道使用量のお知らせ

お客様番号
所在地
方書
使用者

令和 年 月 日 検針日 令和 年 月 日
ご使用期間 月 日 ~ 月 日

今回指針 m
前回指針 m
旧メーター使用量 m
使用水量 m
ト水排除量 m
水道料金(10%対象) 円
(うち消費税及び地方消費税) 円
下水道使用料(10%対象) 円
(うち消費税及び地方消費税) 円
請求予定金額 円

登録番号
登録補助番号

口座の振替予定日は、 月 日です。
メータNo. 整理番号
口径φ mm 検針員
表記のとおり、お知らせいたします。
伊奈町長

●従量料金（1 m³あたり）※一般家庭に多い口径

単位:円

口径 使用水量	13-20mm ※			25mm			30-40mm			50-75mm			100mm以上		
	旧料金	新料金	差額	旧料金	新料金	差額	旧料金	新料金	差額	旧料金	新料金	差額	旧料金	新料金	差額
1-10m ³	-	-	-	187	176	-11	330	330	0	374	385	11	-	-	-
10-20m ³	165	132	-33												
20-30m ³	187	176	-11												
30-100m ³	264	264	0												
100-200m ³	330	330	0	330	330	0	374	385	11	407	418	11	-	-	-
200-1,000m ³	374	374	0	374	374	0									
1,000m ³ 以上	407	407	0	407	407	0	407	407	0	407	418	11	407	418	11
1m ³ につき	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

ご自宅（口径13-20mm）
の水道料金を試算する
ことができます。

「水道料金計算シー
ト」はこちらからお試
しください。



1か月の世帯人口・口径別料金シミュレーション（税込）

使用者例	一般家庭				法人等
	1人	2人	3人	4人	大口使用者
口径(想定使用水量)	20mm(8m ³)	20mm(15m ³)	20mm(20m ³)	20mm(23m ³)	50mm(1,222m ³)
現行料金	1,320	2,145	2,970	3,531	474,254
新 料 金	1,969	2,629	3,289	3,817	543,796
差 額	649	484	319	286	69,542

料金改定のスケジュール

南地区にお住まいの方は令和9年1月請求分より、北地区にお住まいの方は令和9年2月請求分より新料金が適用されます。

検針月	令和8年				令和9年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月検針 (南地区)	現行料金(10月検針分)		検針	ご請求	新料金(12月検針分)	検針
奇数月検針 (北地区)	現行料金※(11月検針分)		検針	ご請求	新料金(令和9年1月検針分)	検針

※10月1日をまたぐ検針分は現行料金となります。

料金改定が必要な背景

● 県営水道の値上げ

町の水道配水量の8割以上を占める県営水道の料金が4月から21.0%値上げされたことにより、受水費の負担が増加しています。

● 水道料金収入の減少

町内の給水人口の減少や少人数世帯の増加により、水道料金収入が減少しています。

● 水道施設の老朽化対策

町の道路に埋設されている約213Kmの水道管のうち、約2割が更新時期を迎えており、老朽化した水道管を地震に強い水道管に交換するため、多額な費用を必要としています。

これからも安心して水道をお使いいただけるよう、ご理解をお願いいたします。

水道料金の改定に関するお問い合わせは
こちらにご連絡ください。

伊奈町上下水道課

電話: 048-721-5555

営業時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)